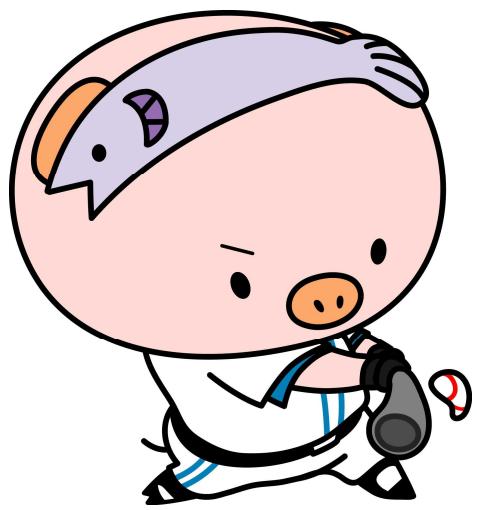


～資料編～



1 第2次厚木市スポーツ推進計画の策定経過

年月日	会議名等	内容
令和元年 9月20日 10月 2日 10月18日 ～ 11月 8日 11月21日 12月17日	経営会議 スポーツ推進審議会 市民アンケート調査 経営会議 教育委員会定例会	策定方針について 次期計画に対する意見交換 対象 市民2,500人 策定方針について 計画策定について（諮問）
令和2年 3月27日 6月 5日 8月27日 9月23日 11月 2日 ～ 12月 2日 12月24日	スポーツ推進審議会 スポーツ推進審議会 経営会議 教育委員会定例会 パブリックコメント 経営会議	計画策定について（諮問） 計画策定について（答申） 計画案について 計画案について パブリックコメントの実施 パブリックコメントの結果及び 計画策定について
令和3年 1月19日	教育委員会定例会	計画策定

2 厚木市スポーツ推進審議会条例

昭和40年4月1日 条例第9号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、厚木市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平12条例7・全改、平23条例19・一部改正）

(所掌事項)

第2条 第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、又は建議する。

- (1) 地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及び資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ団体に対する補助金の交付及びその育成に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（平2条例11・平23条例19・一部改正）

(定数)

第3条 委員の定数は、12人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) スポーツ団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

（平2条例11・平23条例19・一部改正）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（平2条例11・一部改正）

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平2条例11・一部改正）

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平2条例11・一部改正）

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（平2条例11・一部改正）

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第11号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の第1条に規定する厚木市スポーツ振興審議会の委員（以下「従前の審議会の委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、改正後の第3条第2項の規定により厚木市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際、現に改正前の第5条第2項の規定により定められた会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の同項の規定により厚木市スポーツ推進審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。
（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略



3 厚木市スポーツ推進審議会委員名簿

役職名	氏 名	役職名等	
会長	山本 正彦	東京工芸大学教授	学識経験者
副会長	宮前 積善	(公財)厚木市スポーツ協会副会長	(公財)厚木市 スポーツ協会
	柳沼 久枝	公募による市民	公募による市民
	谷口 幸一	公募による市民	公募による市民
	渡辺 真也	公募による市民	公募による市民
	石井 晃	厚木市立厚木南公民館地区館長	厚木市立公民館 地区館長等連絡会
	片山 文彦	(一社)厚木医師会医師	(一社)厚木医師会
	勝田 正紀	厚木市スポーツ少年団連絡協議会副会長	厚木市スポーツ 少年団連絡協議会
	齋藤 潤	厚木市スポーツ推進委員連絡協議会副会長	厚木市スポーツ 推進委員連絡協議会
	石川 操	厚木市地区体育振興会長連絡協議会会长	厚木市体育振興会長 連絡協議会
	頼住 道夫	厚木市レクリエーション協会会长	厚木市レクリエー ション協会
	長田 慎次	厚木市立小鮎中学校教頭	厚木市中学校長会

(順不同・敬称略)

4 スポーツ施設概要

(1) 野球場・球技場・テニスコート他

名 称	所在地 (電話番号)	面 積	内 容
荻野運動公園	中荻野1500 (225-2900)	156,517 m ²	競技場（全天候型 400m 8レーン、フィールド内全面芝生）、サッカー（1面）、体育館（メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、トレーニング室、会議室）、テニスコート（4面）、多目的広場
市営東町 スポーツセンター	東町2-1 (225-2538)	3,779 m ²	体育館（体育室2、武道場2、弓道場、トレーニング室ほか）
市営猿ヶ島 スポーツセンター	猿ヶ島 195-129 (246-2010)	12,742 m ²	体育館（体育室、多目的室、談話室）、テニスコート（4面）
市営南毛利 スポーツセンター	温水西 1-27-1 (247-7211)	44,121 m ²	体育館（体育室、会議室） テニスコート（12面、ナイター設備6面） グラウンド（軟式野球1面、ソフトボール2面、サッカー1面（兼用））
市営玉川野球場	小野 286-6 (225-2534)	16,021 m ²	野球場（両翼90m、中堅105m、ナイター設備、スコアボード）
市営厚木野球場	厚木2348 (225-2533)	14,205 m ²	野球場（両翼81m、中堅112m）
市営及川球技場	及川 1-17-1 (242-3060)	35,412 m ²	多目的球技場（ソフトボール2面、サッカー1面、少年野球2面（兼用）、ナイター設備）
市営厚木 テニスコート	厚木 2348 (225-2533)	2,100 m ²	テニスコート（3面）
若宮公園 テニスコート	森の里 1-39 (247-7989)	6,300 m ²	テニスコート（4面）、壁打ち（2面）
金田ゲートボール場	金田地先	5,640 m ²	ゲートボール（10面）
長沼公園グラウンド	長沼 244	3,920 m ²	ソフトボール（1面）
鳩尾中央公園 グラウンド	鳩尾 2-11	5,160 m ²	野球（1面）、テニスコート（2面）
上ノ原公園 グラウンド	上依知 3024	7,000 m ²	野球（2面）、サッカー（1面）（兼用）
宝蔵山スポーツ広場	森の里若宮 1-1	2,934 m ²	テニスコート（1面）、ドッチボールコート（1面）（兼用）
厚木青少年広場	厚木 2348	2,600 m ²	多目的
旭町スポーツ広場	厚木 3014-2	15,516 m ²	ソフトボール（2面）、サッカー（1面）（兼用）
飯山スポーツ広場	飯山 4569	9,600 m ²	野球（1面）

名 称	所在地 (電話番号)	面 積	内 容
酒井スポーツ広場	酒井地先 (228-7310)	54,525 m ²	野球（1面）、ソフトボール（3面）、サッカー場（1面）、テニスコート（3面）、多目的（1面）
中三田スポーツ広場	三田 3445	29,390 m ²	ソフトボール（2面）、サッカー（1面）（兼用）
下川入サッカー場	関口地先	18,054 m ²	サッカー（1面）、野球（2面） ソフトボール（2面）
戸沢橋スポーツ広場	戸田地先	12,937 m ²	ミニサッカー（3面）、多目的（2面）（兼用）
飯山グラウンド	飯山 3981	62,468 m ²	野球（2面）、ソフトボール（2面）、ミニサッカー（1面）（兼用）、テニスコート（4面）
下川入ターゲット バードゴルフ場	下川入地先	7,773 m ²	ターゲットバードゴルフ

※その他スポーツ施設（地元管理のスポーツ広場及び青少年広場） 47か所

（2）プール

名 称	所在地（電話番号）	内 容
厚木市営水泳プール	厚木2289	屋外25m・幼児プール（夏季のみ）
荻野運動公園プール	中荻野 1500 (225-2689)	屋内25m・幼児プール 屋外50m
ふれあいプラザ	金田 1156 (225-2081)	屋内25m・こどもプール・幼児プール

（3）市立小・中学校体育施設開放（体育館・グラウンド・プール）

ア 学校体育館36校（小学校23校、中学校13校）

使用可能種目：バレーボール・バスケットボール・卓球・バドミントン・剣道等

イ 学校グラウンド（夜間照明施設11校）小学校5校、中学校6校

使用可能種目：ソフトボール・サッカー等

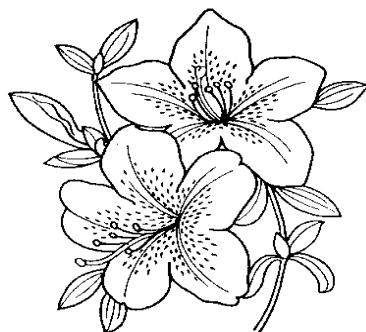
ウ 小学校水泳プール（23校）

開放期日：夏季休業期間中

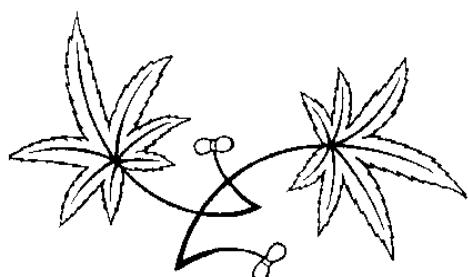


厚木市マスコットキャラクター

あゆこちゃん



市の花 さつき



市の木 もみじ

第2次厚木市スポーツ推進計画

令和3年1月発行

発行 厚木市教育委員会
編集 厚木市教育委員会社会教育部スポーツ推進課
〒243-8511
厚木市中町三丁目 17 番 17 号
TEL 046(225)2531(直通)